自衛官服装規則(昭和32年防衛庁訓令第4号)第22条及び第23条の規 定に基づき陸上自衛官服装細則(昭和36年陸上自衛隊達第24-8号)の全 部を改正する。

昭和43年2月28日

陸上幕僚長 陸将 吉江 誠一

陸上自衛官服装細則

改正 昭和 43 年 7 月 11 日達第 24 — 8 — 1 号 昭和 45 年 3 月 30 日達第 24 — 5 — 2 号 昭和46年4月30日達第24-8-4号 昭和47年8月30日達第24-8-6号 昭和 50 年 6 月 26 日達第 24 - 8 - 8 号 昭和53年1月28日達第24—10号 昭和57年4月30日達第122—119号 昭和60年3月18日達第24—13号 昭和62年4月16日達第24—15号 平成6年12月9日達第24-17号 平成8年3月22日達第24—19号 平成 10 年 3 月 20 日達第 122-135 号 平成 12 年 3 月 27 日達第 122—157 号 平成 13 年 3 月 27 日達第 122—168 号 平成 15 年 3 月 25 日達第 122-181 号 平成 19年1月9日達第122-215号 平成 19 年 7 月 27 日達第 24-22 号 平成 20 年 3 月 25 日達第 122-224 号 平成 21 年 3 月 30 日達第 122-232 号 平成 23 年 3 月 31 日達第 122-248 号 平成 26 年 3 月 28 日達第 122-263 号 平成 28 年 3 月 28 日達第 24—25 号 平成 30 年 3 月 27 日達第 24-26 号 令和2年1月6日達第24-8-28号 令和3年6月2日達第24-8-30号 令和5年3月29日達第24-8-32号 令和7年3月24日達第24-8-34号

昭和43年8月14日達第24-8-2号 昭和 43 年 12 月 10 日達第 24-5-1号 昭和 44 年 11 月 26 日達第 24-8-3号 昭和 45 年 6 月 17 日達第 122-2 号 昭和 47 年 5 月 29 日達第 24 — 8 — 5 号 昭和49年4月30日達第24-8-7号 昭和 51 年 2 月 9 日達第 24 - 8 - 9 号 昭和53年6月14日達第24-11号 昭和 58 年 12 月 13 日達第 24-12 号 昭和61年7月31日達第24—14号 平成4年8月7日達第24-16号 平成7年7月5日達第24—18号 平成9年3月31日達第24—20号 平成 11 年 3 月 25 日達第 122-150 号 平成 12 年 11 月 27 日達第 24— 21 号 平成 14 年 3 月 27 日達第 122-176 号 平成 18 年 7 月 26 日達第 122-211 号 平成 19年3月27日達第122-218号 平成 20 年 2 月 7 日達第 24-23 号 平成 21 年 2 月 3 日達第 122-230 号 平成 22 年 3 月 23 日達第 122-241 号 平成 24 年 3 月 30 日達第 122-254 号 平成 27 年 7 月 13 日達第 24-24 号 平成 29 年 3 月 24 日達第 122-285 号 平成 31 年 3 月 20 日達第 24-2-7 号 令和2年3月23日達第24-8-29号 令和4年3月10日達第24-8-31号 令和6年3月21日達第24-8-33号 令和7年5月1日達第24-8-35号

令和7年7月31日達第24-8-36号

(目的)

第1条 この達は、陸上自衛官 (以下「自衛官」という。)の制服等の着用について、自衛官服装規則(昭和32年防衛庁訓令第4号。以下「規則」いう。)の実施のため必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この達において次の各号に掲げる用語の意義は、規則第2条に定める もののほか、当該各号に定めるところによる。

部隊等の長とは、陸上幕僚長、部隊及び機関(分校、補給処の支処、出 張所を含む。)の長をいう。

(服装の統制)

- 第3条 駐屯地司令は、駐屯地に所在する部隊等に勤務する自衛官の服装に関し、規律の統一上必要があると認める場合に所要の統制を行うことができる。 (特殊服装)
- 第4条 規則第14条に規定する特殊服装の種類、特殊服装をする場合及び着 用品については、別表第1に掲げるとおりとする。
- 2 規則第16条の規定にかかわらず、自衛官は、雨雪等の場合において、作業服着用時のときは、雨衣に代えて携帯雨具又は戦闘雨具を着用することができる。

(妊婦服)

- 第4条の2 女性自衛官は、妊娠により制服を着用できない場合には、部隊等の長の承認を得て妊婦服を着用することができる。
- 2 妊婦服の制式及び着用要領は、別表第2に掲げるとおりとする。 (き章等)
- 第4条の3 削 除
- 2 自衛官の階級章の略章に関する訓令(昭和37年防衛庁訓令第51号)第 3条の規定に基づく階級章の略章(以下「略章」という。)の着用区分及び 着用要領は、別表第4に掲げるとおりとする。
- 3 車両操縦優良章の着用区分及び着用要領は、別表第5に掲げるとおりとする。
- 4 自衛官は、次の各号に掲げる場合には、必要に応じて別表第6に掲げる制式の日本国を表す標識(以下「国家標識」という。)を同表に掲げるところにより着用することができる。
- (1) 外国に出張若しくは留学する場合
- (2) 訓練等により国外において勤務する場合
- (3) 国内において共同訓練に参加する場合

- (4) 国際平和協力隊若しくは国際緊急援助隊に派遣される場合
- (5) 海賊対処行動に派遣される場合
- (6) 在外邦人等の保護措置及び輸送に派遣される場合
- (7) その他命令等により、国外に派遣される場合
- 5 国際平和協力隊へ派遣される自衛官は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令(平成4年政令第268号。以下「施行令」という。)第5条第1項の規定に基づき、国際平和協力本部から貸与される記章(以下「平和協力隊員記章」という。)及び施行令第6条の規定に基づき、国際連合から提供される記章(以下「国連記章」という。)を制服に着用するものとし、その着用要領は、別表第7に掲げるとおりとする。
- 6 統合幕僚長である自衛官又は統合幕僚監部の職員である自衛官は必要に応 じて次の特殊服装の着用品の左胸ポケット(ポケットがない場合は相当する 位置)中央にそれぞれ統合幕僚長章又は統合幕僚監部職員章を着用すること ができる。
- (1) 防寒服装
- (2) 防暑服装
- (3) 戦闘服装
- 7 外国の政府又は軍隊(以下「外国政府等」という。)から技能き章を授与され、かつ、我が国における同種技能き章を有する自衛官は、次の各号に掲げる場合に限り、外国軍技能き章を着用することができ、その着用要領は、別表第8に掲げるとおりとする。
- (1) 外国政府等又は国際機関において、陸上自衛官として勤務する場合
- (2) 外国政府等との共同訓練又は行事に参加する場合
- (3) 外国政府等又は国際機関を訪問する場合(前号に掲げる場合を除く。)
- 8 戦闘服用部隊章の制式及び着用要領は、別表第9に掲げるとおりとする。
- 9 外国政府等から勲章を授与され、防衛大臣の着用承認を得た自衛官は、次 の各号に掲げる場合に限り、外国政府等の勲章を着用することができ、その 着用位置は、別表第10に掲げるとおりとする。
- (1) 自衛隊法施行規則(昭和29年総理府令第40号)第12条に規定する 儀式に第1種礼装又は通常礼装(第2種夏服を除く。)で参加する場合にお いて、儀礼上必要がある場合
- (2) 次に掲げる行事等に第1種礼装、第2種礼装、通常礼装(第2種夏服を除く。)で参加する場合において儀礼上必要がある場合
 - ア 拝えつ、参賀等の場合
 - イ 公の儀式又は公の招宴に参加する場合
 - ウ 外国の機関又は文武官へ公式訪問する場合

- エ その他部隊等の長が認める行事に参加する場合
- 10 外国政府等から記章を授与され、防衛大臣の着用承認を得た自衛官は、第 1種礼装、第2種礼装、通常礼装又は常装を着用し、かつ、次の各号に掲げ る場合、外国政府等の記念章を着用することができ、その着用位置は、当該 国の規定による。
 - (1) 外国政府等又は国際機関において、陸上自衛官として勤務する場合
 - (2) 外国において、防衛駐在官又は警備対策官として勤務する場合
 - (3) 外国政府等又は国際機関を訪問する場合
 - (4) 国内において外国軍人等との渉外業務を行う場合
- 11 略綬を着用する場合の服装及び着用要領は、防衛記念章の制式等に関する 訓令(昭和56年防衛庁訓令第43号)第6条の規定を準用する。ただし、 略綬及び防衛記念章を併せて着用する場合は、外国の君主又は政府より授与 される勲章及び記章、防衛記念章、国際連合から授与される記章(国連メダル)の順序に着用する。

(上級曹長識別章の着用)

- 第4条の4 上級曹長制度に関する達(陸上自衛隊達第21-29号(28.3.28))に定める最先任上級曹長及び先任上級曹長は、上級曹長識別章を着用するものとする。
- 2 上級曹長識別章の制式及び着用要領は、別表第11に掲げるとおりとする。 (各種服装の着用品の省略又は変更)
- 第5条 規則別表第1及び別表第2に掲げる各種服装の着用品のうち、規則第20条により着用を省略又は変更できるものについては、別表第12に掲げるとおりとする。
- 2 規則別表第1及び別表第2に掲げる各種服装の着用品及び第4条に定める 特殊服装の着用品のほか、制服に準じて着用するものについては、別表第1 3に掲げるとおりとする。

(脱帽及び脱衣)

- 第6条 自衛官は、武装をしている場合を除き、室内(通常隊舎内の各室、講堂、教室、食堂、診療室等の内部をいい、天幕内は室内とみなす。)においては、脱帽するものとし、室内を除く屋内(通常倉庫、作業場、廊下等をいい、屋内訓練場及び屋根付の建物の内部は、屋外とみなす。)においては、脱帽することができる。
- 2 前項のほか、自衛官は、追悼式、葬送式等において部隊等の長が必要と認める場合には、脱帽することができる。
- 3 自衛官は、部隊等の長の定めるところにより脱衣することができる。 第7条 削除

(夏用及び冬用の制服の着用時期)

- 第8条 方面総監は、当該方面区内に所在する陸上自衛隊の施設(市ヶ谷駐屯地を除く。)に勤務する自衛官の夏用及び冬用の制服の着用期間について気候、勤務場所その他の状況に鑑み別段の定めをすることができる。
- 2 方面総監は、前項により別段の定めをした場合において、夏用の制服の着 用開始前及び終了後の2か月を限度として、最小限の期間で夏用又は冬用い ずれでも着用できる期間を設けることができる。
- 3 方面総監は、前2項により別段の定めをした場合には、当該方面区内に所在し、かつ陸上自衛官が勤務する陸上自衛隊以外の部隊及び機関の長に通知するものとする。
- 4 自衛官は、転属、臨時勤務、入校等のため夏用及び冬用の制服の着用が異なる地域を旅行する場合には、夏用又は冬用いずれの制服でも着用することができる。

附則

この達は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則(昭和43年7月11日陸上自衛隊達第24-8-1号)

この達は、昭和43年8月1日から施行する。

附 則(昭和43年8月14日陸上自衛隊達第24-8-2号)

この達は、昭和43年9月1日から施行する。

附 則 (昭和 43 年 12 月 10 日陸上自衛隊達第 24 — 5 — 1 号) (抄)

この達は、昭和43年12月10日から施行する。

附 則 (昭和44年11月26日陸上自衛隊達第24-8-3号)

この達は、昭和44年11月26日から施行する。

附 則(昭和45年3月30日陸上自衛隊達第24-5-2号)(抄)

この達は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則 (昭和 45 年 6 月 17 日陸上自衛隊達第 122-72 号)

- 1 この達は、昭和45年7月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有している旧様式の用紙類は、当分の間内容を修 正して使用することができる。

附 則 (昭和 46 年 4 月 30 日陸上自衛隊達第 24 - 8 - 4 号)

この達は、昭和46年4月30日から施行する。

附 則 (昭和 47 年 5 月 29 日陸上自衛隊達第 24 - 8 - 5 号)

この達は、昭和47年6月1日から施行する。

附 則(昭和47年8月30日陸上自衛隊達第24-8-6号)

この達は、昭和47年8月30日から施行する。

附 則 (昭和49年4月30日陸上自衛隊達第24-8-7号)

この達は、昭和49年5月25日から施行し、昭和49年3月12日から適用する。

附 則(昭和50年6月26日陸上自衛隊達第24-8-8号)

この達は、昭和50年7月1日から施行する。

附 則(昭和51年2月9日陸上自衛隊達第24-8-9号)

この達は、昭和51年3月1日から施行する。

附 則(昭和53年1月28日陸上自衛隊達第24-8-10号)

この達は、昭和53年2月28日から施行する。

附 則 (昭和53年6月14日陸上自衛隊達第24-8-11号)

この達は、昭和53年6月14日から施行する。

附 則(昭和57年4月30日陸上自衛隊達第122-119号)号)

- 1 この達は、昭和57年4月30日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用 することができる。
- 3 この達施行の際、現に保有する旧様式の用紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則 (昭和 58 年 12 月 13 日陸上自衛隊達第 24 — 8 — 12 号)

この達は、昭和59年1月10日から施行する。

附 則 (昭和60年3月18日陸上自衛隊達第24-8-13号)

この達は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年7月31日陸上自衛隊達第24-8-14号)

この達は、昭和61年8月1日から施行する。

附 則(昭和62年4月16日陸上自衛隊達第24-8-15号)

この達は、昭和62年5月1日から施行する。

附 則(平成4年8月7日陸上自衛隊達第24-8-16号)

この達は、平成4年8月10日から施行する。

附 則(平成6年12月9日陸上自衛隊達第24-8-17号)

この達は、平成7年3月1日から施行する。

附 則(平成7年7月5日陸上自衛隊達第24-8-18号)

この達は、平成7年8月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月22日陸上自衛隊達第24-8-19号)

この達は、平成8年3月29日から施行する。

附 則 (平成9年3月31日陸上自衛隊達第24-8-20号)

この達は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成 10 年 3 月 20 日陸上自衛隊達第 122-135 号)

この達は、平成10年3月26日から施行する。

附 則 (平成 11 年 3 月 25 日陸上自衛隊達第 122-150 号)

この達は、平成11年3月29日から施行する。

附 則 (平成 12 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 122-157 号) (抄)

この達は、平成12年3月28日から施行する。

附 則 (平成 12 年 11 月 27 日陸上自衛隊達第 24-8-21 号)

この達は、平成12年11月28日から施行する。

附 則 (平成 13 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 122-168 号)

- この達は、平成13年3月27日から施行する。(ただし書略) 附 則(平成14年3月27日陸上自衛隊達第122-176号)
- 1 この達は、平成14年3月27日から施行する。ただし、第3条、第6条 の改正規定及び第9条、第10条の予備自衛官補以外に係る改正規定は、同 年4月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有する旧様式の用紙類は、当分の間、内容を修正 して使用することができる。

附 則 (平成 15 年 3 月 25 日陸上自衛隊達第 122-181 号)

この達は、平成15年4月1日から施行する。(ただし書略)

附 則 (平成 18 年 7 月 26 日陸上自衛隊達第 122-211 号)

この達は、平成18年7月31日から施行する。

附 則 (平成 19年1月9日陸上自衛隊達第 122-215号)

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 122-218 号)

- 1 この達は、平成19年3月28日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有している旧様式の用紙類は、当分の間、内容を 修正して使用することができる。

附 則 (平成 19 年 7 月 27 日陸上自衛隊達第 24 - 8 - 22 号)

- 1 この達は、平成19年7月31日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に陸上自衛官が使用し、又はこれらに貸与し、若しくは支給するために保管されているこの達による改正前の陸上自衛官服装細則別表第4の規定による作業帽及び戦闘帽の帽章は、この達による改正後の陸上自衛官服装細則別表第4の規定にかかわらず、当分の間、これを用いることができる。

附 則 (平成 20 年 2 月 7 日陸上自衛隊達第 24 - 8 - 23 号)

この達は、平成20年2月14日から施行する。

附 則 (平成 20 年 3 月 25 日陸上自衛隊達第 122-224 号)

この達は、平成20年3月26日から施行する。

附 則 (平成 21 年 2 月 3 日陸上自衛隊達第 122-230 号)

この達は、平成21年2月3日から施行する。

附 則 (平成 21 年 3 月 30 日陸上自衛隊達第 122-232 号)

この達は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成 22 年 3 月 23 日陸上自衛隊達第 122-241 号)

この達は、平成22年3月26日から施行する。

附 則 (平成 23 年 3 月 31 日陸上自衛隊達第 122-248 号)

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 30 日陸上自衛隊達第 122-254 号)

この達は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 28 日陸上自衛隊達第 122-263 号)

- 1 この達は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際、陸上自衛官服装細則(陸上自衛隊達第24-8号)に おいて、現に陸上自衛官が使用し、又はこれらに貸与し、若しくは支給する ために保管されているこの達による改正前の陸上自衛官服装細則別表第5の 規定による防寒戦闘服外衣は、この達による改正後の陸上自衛官服装細則別 表第5の規定にかかわらず、当分の間、これを用いることができる。

附 則 (平成 27 年 7 月 13 日陸上自衛隊達第 24 - 8 - 24 号)

この達は、平成27年7月13日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 28 日陸上自衛隊達第 24 - 8 - 25 号)

この達は、平成28年3月28日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 24 日陸上自衛隊達第 122-285 号)

この達は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 24 - 8 - 26 号)

この達は、平成30年3月27日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月 20 日陸上自衛隊達第 24 - 8 - 27 号)

この達は、平成31年3月26日から施行する。

附 則(令和2年1月6日陸上自衛隊達第24-8-28号)

この達は、令和2年1月6日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 23 日陸上自衛隊達第 24 - 8 - 29 号)

- 1 この達は、令和2年3月26日から施行する。
- 2 この達の施行の際、戦闘服用部隊章が未配布の部隊等については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年6月2日陸上自衛隊達第24-8-30号)

この達は、令和3年6月1日から施行する。

附 則(令和4年3月10日陸上自衛隊達第24-8-31号)

この達は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月29日陸上自衛隊達第24-8-32号)

この達は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月21日陸上自衛隊達第24-8-33号)

この達は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月24日陸上自衛隊達第24-8-34号)

- 1 この達は、令和7年3月24日から施行する。
- 2 この達の施行の際、作業帽(2型)については、なお従前の例による。 附 則(令和7年5月1日陸上自衛隊達第24-8-35号)

この達は、令和7年5月1日から施行する。

附 則(令和7年7月31日陸上自衛隊達第24-8-36号)

この達は、令和7年8月1日から施行する。

特殊服装の着用品等

	服装	支名	特殊服装をする場合	着用品	
				(1)防寒覆面又は防寒戦闘面覆	
				(2) 防寒服又は防寒戦闘服	
	,		防寒のため必要が	(3) 防寒手袋又は防寒戦闘手袋	
1	服	装	ある場合	(4) 防寒大手袋	
				(5)足首巻防寒靴用	
				(6)防寒・スキー兼用靴又は防寒戦闘靴	
1				(1)防暑帽、鉄帽又は略帽	
$\frac{1}{2}$	防	暑	防暑のため必要が	(2)防暑服	
0	服	装	ある場合	(3)防暑靴	
2				(4)防暑下衣	
			山利、松本河体体	(1)鉄帽、戦闘帽又は略帽	
		一	出動、教育訓練等	(2)戦闘服又は迷彩服	
		般用	において必要とする 場合	(3) 戦闘手袋一般用	
				(4) 戦闘靴一般用	
		空用用	1 航空機搭乗を本	(1)航空ヘルメット	
			務とする自衛官が	(2)航空マフラー	
			航空機に搭乗する	(3)航空服又は戦闘服航空用	
			場合及び航空機の	(4)航空手袋又は戦闘手袋航空用	
			教育訓練に従事す	(5)航空靴又は戦闘靴航空用	
	戦		る場合	(6)航空誘導服	
	闘		2 前項以外の自衛	(7)航空誘導帽又は略帽	
2	服		官が航空機に搭乗	(8)航空整備帽	
	装		する場合で必要な	(9)航空整備用長靴	
	衣		場合	(10)整備靴	
			3 航空機の誘導及		
			び整備に従事する		
			場合		
				(1)鉄帽空挺用、略帽又は空挺用略帽	
		空	空挺従事者が空挺	(2)空挺用中帽	
		上 挺	降下又はこれに伴う	(3)空挺服又は戦闘服空挺用	
		用用	教育訓練に従事する	(4) 空挺マフラー	
		川川		場合	(5)空挺手袋又は戦闘手袋空挺用
				(6)空挺用半長靴又は戦闘靴空挺用	

	服装	支名	特殊服装をする場合	着用品
		装甲用	1 戦車、自走砲の 乗員又は装車車、自 乗縦士が戦車、車車 操縦工は場合を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	(1)戦車帽、装甲車帽又は略帽(2)保護眼鏡又は戦闘保護眼鏡(3)戦闘服装甲用(4)戦車手袋又は戦闘手袋装甲用(5)戦車靴又は戦闘靴装甲用
2	戦闘服装	市街地用	特殊作戦群の自衛 官(配置予定を含 む。)が出動、教育 訓練等に従事する場 合	(1)鉄帽、略帽又は戦闘帽市街地用(2)戦闘服市街地用(3)防寒戦闘服外衣市街地用(4)戦闘手袋市街地用(5)戦闘靴市街地用
		評価支援隊用	評価支援隊の自衛 官がFTC訓練に従 事する場合	(1)鉄帽、略帽又は評価支援隊用迷彩帽(2)評価支援隊用迷彩服(3)評価支援隊用防寒戦闘服外衣(4)評価支援隊用雨具
		水陸一般用	水陸機動団の自衛 官が、出動、教育訓 練等において必要と する場合	(1)鉄帽又は戦闘帽水陸一般用又は戦闘帽耐衝撃用 (2)戦闘服水陸一般用 (3)戦闘内衣水陸一般用 (4)戦闘手袋水陸一般用 (5)戦闘靴水陸一般用

	服装名		特殊服装をする場合	着用品
	戦闘	水陸装甲用	1 水陸両用車の操 縦士及び車長が、 水陸両用車に搭乗 する場合及びこれ らの教育訓練に従 事する場合 2 前項以外の自衛 官が水陸両用車に 搭乗する場合で必 要なとき	(1)装甲車帽 (2)戦闘服水陸装甲用 (3)戦闘内衣水陸一般用 (4)戦闘手袋水陸装甲用 (5)戦闘靴水陸装甲用
2	闘服装	遊泳斥候用	水陸機動団の自衛 官が遊泳斥候及びこ れらの教育訓練に従 事する場合	(1)戦闘帽水陸一般用又は戦闘帽耐衝撃用(2)戦闘服遊泳斥候用(3)戦闘内衣水陸一般用(4)戦闘手袋遊泳斥候用(5)戦闘フィン又は戦闘靴遊泳斥候用
		艦艇用	海上輸送群の自衛 官(配置予定を含 む。)が出動、教育 訓練等に従事する場 合	(1) 戦闘面覆艦艇用(2) 戦闘服艦艇用(3) 戦闘手袋艦艇用(4) 戦闘靴艦艇用
3	単車服装		1 師団偵察隊等偵察部隊の隊員が単車に乗車する場合 又はこれらの教育訓練に従事する場合 2 前項以外の自衛官が単車に乗車する場合で必要なとき	(1)乗車用安全帽(2)保護眼鏡又は戦闘保護眼鏡(3)オートバイ服(4)オートバイ手袋又は戦闘手袋オートバイ用(5)オートバイ靴
4	施設服装		施設作業等に従事 する場合で必要なと き	(1)地下たび (2)特殊作業手袋又は作業手袋

	服装	表名	特殊服装をする場合	着用品
5	体育服装		体育訓練及び特別 体育課程の教育訓練 に従事する場合	(1)運動帽(2)運動服上衣又は運動シャツ(3)運動服ズボン又は運動パンツ(4)運動帯(5)運動靴
5 Ø 2	特別 儀 う 練 服装		第302保安警務 中隊が儀じょう訓練 に従事する場合	 (1)作業服、陸 (2)作業帽、陸 (3)作業帽用帽章 (4)半長靴又は短靴 (5)バンド作業服用 (6)弾薬帯 (7)白手
6	服消装防		消火、防火又は救 難活動を実施する場 合及びこれらの教育 訓練に従事する場合	防火用消防服(防火服、防火帽、防火手袋、防火靴)又は耐熱用消防服(耐熱服、耐熱フード、耐熱手袋、耐熱靴)
7	整備服装		整備、燃料取扱い、艦艇作業その他 これらに準ずる作業 に従事する場合で必 要なとき	(1)整備帽 (2)整備服 (3)作業手袋 (4)整備靴
8	調理服装	調理用配食用	炊事作業に従事す る場合で必要なとき	 (1)調理帽 (2)調理服 (3)調理用前掛け (4)調理用長靴 (1)配食帽 (2)配食服 (3)配食用前掛け (4)配食用長靴
9	衛生服装	治療防疫用	診療、看護その他 の衛生業務に従事す る場合で必要なとき	(1)診察衣 (2)手術帽 (3)手術衣 (4)手術手袋 (5)予防衣

	服装名		特殊服装をする場合	着用品
9	衛生服装	看護用	診療、看護その他 の衛生業務に従事す る場合で必要なとき	(1)看護帽(男子用、女子用)(2)看護服(男子用、女子用)(3)白色又ははだ色靴下(女子用)(4)白靴(男子用、女子用)(5)カーディガン(男子用、女子用)
10	患す服装		自衛隊の医療施設 に入院又は入室して いる患者に必要な場 合	(1)患者衣 (2)上靴
11	特殊 勤務 服装		自衛官が警務、情報、募集及び援護に 関係する業務に従事 する場合において部 隊等の長が必要と認 めるとき	(1)背広服(上衣・ズボン又はスカート)(2)防寒コート
12	警務服装		警務業務に従事する 場合において警務部 隊の長が必要と認め るとき	(1)警務業務服(2)警務業務帽(3)半長靴又は短靴(4)バンド警務業務用

- 注 1 着用品は、その使用目的に応じ、所定の服装に重ね、又はそれに代えて一部又は全部を着用することができる。また、必要に応じ、防弾チョッキ等の装備品を着用することができる。
 - 2 部隊等の長は、体育服装の運動帽、運動帯等に教官、助教、学生等の 識別を付することができる。

妊婦服の制式及び着用要領

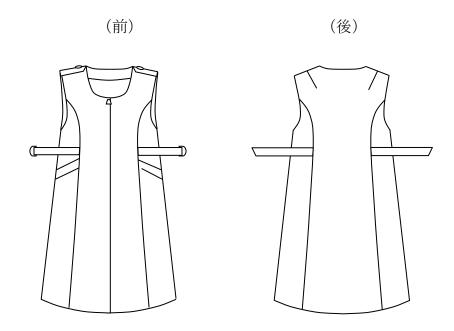
1 妊婦服の制式

小小	冬服	紫紺色の毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若 しくは交織織物とする。
地質	夏服	紫紺色の毛織物、麻織物、綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。
	形	ジャンパースカート型とし、形状は、付図のとおりとする。
	襟	U字ネックとする。
集(1 — 1)	肩章	外側の端をそで付に縫い込み、襟側をボタン一個で留め る。
製式	前面	左右腰部切り替え線にポケット挟み込み、前中心ファス
		ナ明きとし、切り替え線に調整ベルトをつける。
	後面	3枚仕立てとし切り替え線に、調整用ベルトをつける。
	その他	胴部左右に各一個の脇調整ベルトをつける。

2 着用要領

- (1) 妊婦服は、自衛隊法施行規則別表第2(1)イに定める女性正帽又は略帽、女性ワイシャツ、女性ネクタイ、女性外とう、女性雨衣及び女性短靴並びに別表第13に掲げる女性ブラウス、セーター、靴(ローヒール又は運動靴)及び雨衣と適宜組合わせて着用することができる。
- (2) 女性ブラウスを着用する場合には、前号の女性ネクタイを着用することができる。
- (3) 階級章は、乙階級章を着用する。

妊婦服の形状



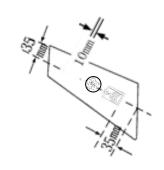
削除

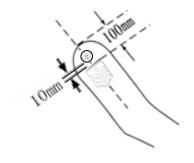
別表第4 (第4条の3関係) 階級章及び略章の着用区分及び着用要領

	制服名	章及び略章の看用区 着用区分	着用要領
	「中リカ区~ 		/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /
作業服装	作業服上衣(空 挺服上衣を含 む。)、作業外 被、女性作業外 被	略章を着し、音を着し、事を着し、事を着し、事をを着し、事ををををををををををいる。	 1 略章 付図第1項に定めるとおりと する。 2 階級章 規則に定めるところによる。
	防寒戦闘服(外衣 及び防寒戦闘服 白色外衣)上衣		付図第2項に定めるとおりとする。
	防寒外衣、航空服 上衣(冬)	略章を着用する。	1 幹部、准陸尉及び陸曹 付図第3項に定めるとおりと する。2 陸士 作業服上衣の場合に同じとす る。
	航空服上衣(夏)		付図第4項に定めるとおりとする。
特	オートバイ服上 衣		防寒外衣の場合に同じとする。
殊服装	迷彩服上衣、防暑 服上衣、戦闘服上 衣(一般用、航空 用、装甲用、空挺 用、水陸一般用、 水陸装甲用) 整備服	略章を着用する。	作業服上衣の場合に同じとする。 作業服上衣の場合に同じとする。
	防弾チョッキ	幹部、准陸尉及 び陸曹は略章を 着用する。	付図第5項に定めるとおりとする。
	航空誘導服、運動 服、携帯雨具、戦 闘雨具、調理服、 衛生服装の各着 用品、患者衣	階級章、略章と もに着用しな い。	

- 1 作業服上衣及び作業外被の略章
- (1) 幹部、准陸尉及び陸曹

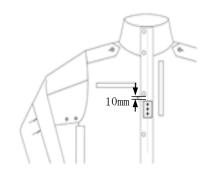


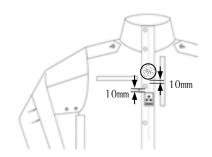




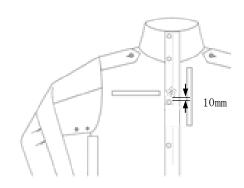
(右腕につける)

- 2 防寒戦闘服(外衣及び白色外衣)上衣の略章
- (1) 陸将及び陸将補
- (2) 1等陸佐から3等陸曹まで





- (3) 陸士長以下
 - ア 作業服上衣及び作業外被と同じとする。
 - イ 陸曹候補者き章(甲)の着用要領

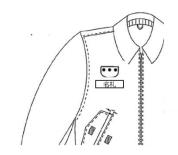


ウ 陸曹候補者き章(乙)の着用要領 作業服上衣及び作業外被と同じとする。

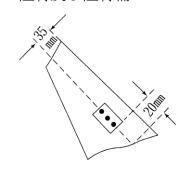
- 3 防寒外衣及び航空服上衣(冬)の略章
- (1) 防寒外衣

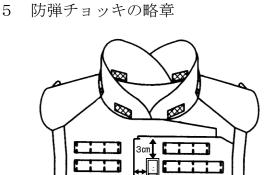


(2) 航空服上衣(冬) 陸将及び陸将補

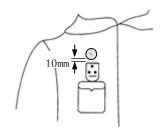


- 4 航空服上衣(夏)の略章
- 陸将及び陸将補 (1)

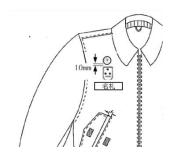




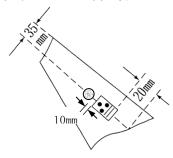
ア 陸将及び陸将補 イ 1等陸佐から3等陸曹まで



イ 1等陸佐から3等陸曹まで



(2) 1 等陸佐から3 等陸曹まで



備考 異なる型式の防弾チョッキの着用位置は、上記を準用する。

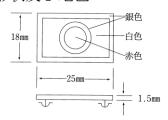
車両操縦優良章の着用区分及び着用要領

着用区分 着用要領 冬服(第1種夏服、第2種夏服、第3種夏服、第3種夏服、第3種夏服、第3種夏服、第3種夏服、第3種夏服、第3種夏服)上衣、作業服上衣(空挺服上衣を含む。)及び部隊等の長が必要と認めるその他の制服につける。 図は左服ポケットとする。

国家標識の制式及び着用要領

- 1 常装冬服(夏服)用
- (1) 制式

形状及び地色

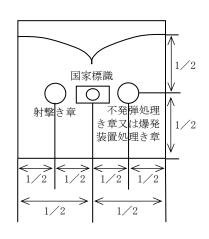


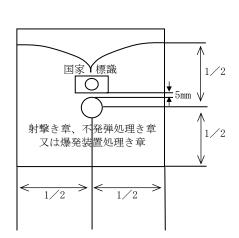
銅製とし、表面は 七宝焼とする。

(2) 着用要領 左胸ポケット中央とする。



備考 射撃き章、不発弾処理き章又は爆発装置処理き章の着用者は、下記のと おり国家標識を着用するものとする。

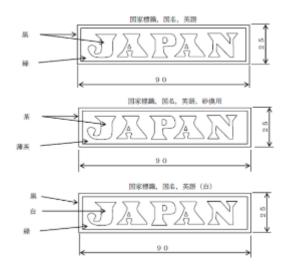




- 2 作業服(防暑服・迷彩服・戦闘服・防寒戦闘服外衣・作業外被)用
- (1) 制式

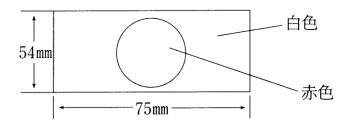
形状及び地色

ア胸用



布製とする。

イ 腕用



布製とする。

(2) 着用要領

ア胸用

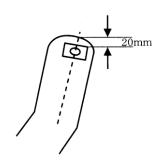
名札の上部とする。

(営内班長き章又は服務指導准尉き章着用の場合は、その上部とする。)



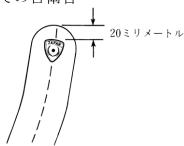
イ 腕用

左腕上部とする。

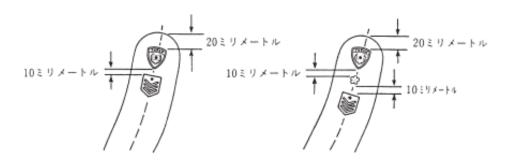


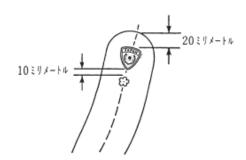
平和協力隊員記章及び国連記章の着用要領

- 1 平和協力隊員記章(左腕につける。)
- (1) 陸将から3等陸曹までの自衛官

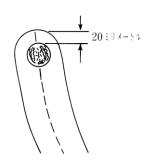


(2) 陸士長以下の自衛官

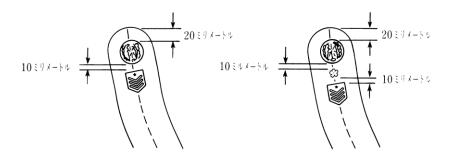




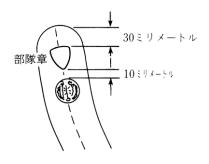
- 2 国連記章 (右腕につける。)
- (1) 陸将から3等陸曹までの自衛官



(2) 陸士長以下の自衛官



全自衛官



外国軍き章の着用要領

1 防衛記念章を着用しない場合



- 備考 規則附図第1第11項の規定を準用し、既に着用しているき章の最上部 に5ミリメートル間隔で外国軍き章を着用するものとする。ただし、外国 軍き章を含む5種類以上のき章を着用するときは、各き章の間隔をとらな いものとする。
- 2 防衛記念章及び3種類以下のき章(外国軍き章を含む。)を着用する場合



3 防衛記念章及び4種類以上のき章(外国軍き章を含む。備考において同 じ。)を着用する場合



- 備考 防衛記念章の制式等に関する訓令(昭和56年防衛庁訓令第43号)附 図第1項第3号備考第1項の規定を準用し、防衛記念章及びき章を多数着 用し、き章が襟に隠れ判別できない場合は、順次き章を左胸部から右胸部 に移動して着用することができる。
- 4 防衛功労章及び部隊功績貢献章(以下「防衛功労章等」という。)を着用する場合

規則附図第1第1項備考第3項の規定を準用し、防衛功労章等の上部5ミリメートルに外国軍き章を着用するものとする。この場合において、防衛功労章等及びき章(外国軍き章を含む。この項において同じ。)を多数着用し、き章が襟に隠れ判別できないときは、規則附図第1第1項備考第4項の規定を準用し、順次き章を左胸部から右胸部に移動して着用することができる。

戦闘服用部隊章の制式及び着用要領

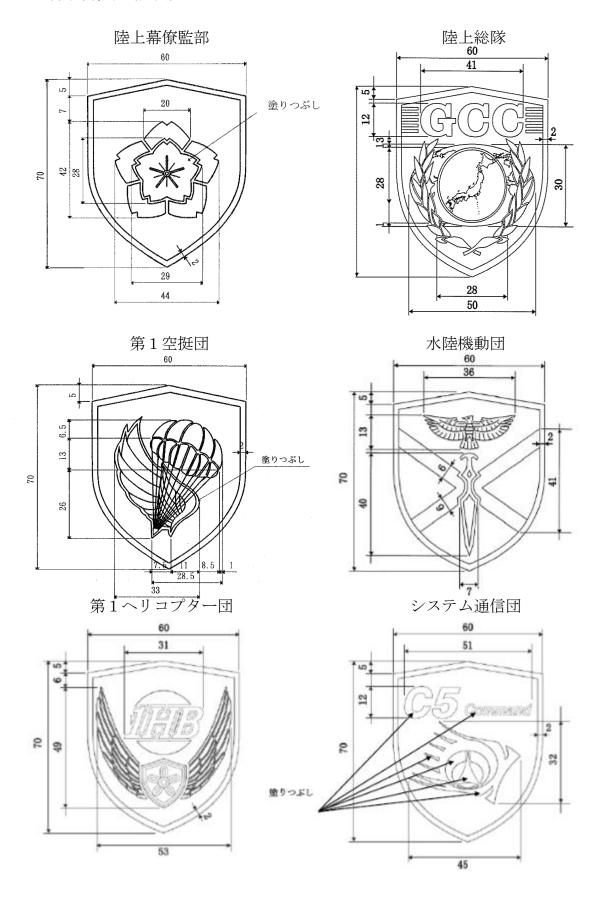
1 戦闘服用部隊章の制式

12 17 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14	STE STAND TO THE TO STAND TO STAND STAND				
構成品	制 式				
西国然無熱	布製とする。				
師団等標識	台地は緑、その他は黒を基調とする。				
	形状及び寸法は、付図第1のとおりとする。				
	布製とする。				
戦闘服用	台地は緑、その他は黒を基調とする。				
	部隊略称(陸自教範「部隊符号」(3-03-04-90-				
隊号標識	06) に規定されているものを基準とする。) を使用				
	し、細部は別に示す。				

2 戦闘服用部隊章の着用要領

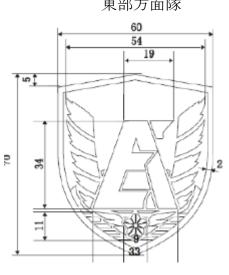
	戦闘服上衣又は迷彩服上衣に着用することとす
	る。ただし、陸上自衛官服装細則(陸上自衛隊達第
着用する被服	24-8号(43.2.28))第2条に規定する
	部隊等の長が、必要と認めるときは、着用させない
	ことができるものとする。
着用位置	付図第2のとおりとする。

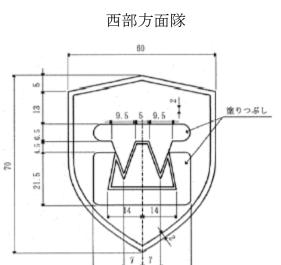
1 師団等標識 (表面)

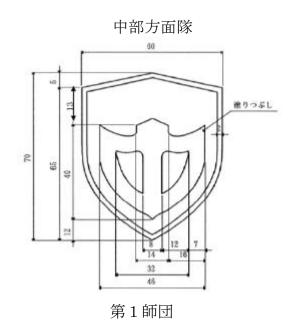


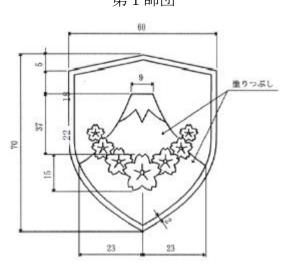
北部方面隊 東部方面隊 60 51

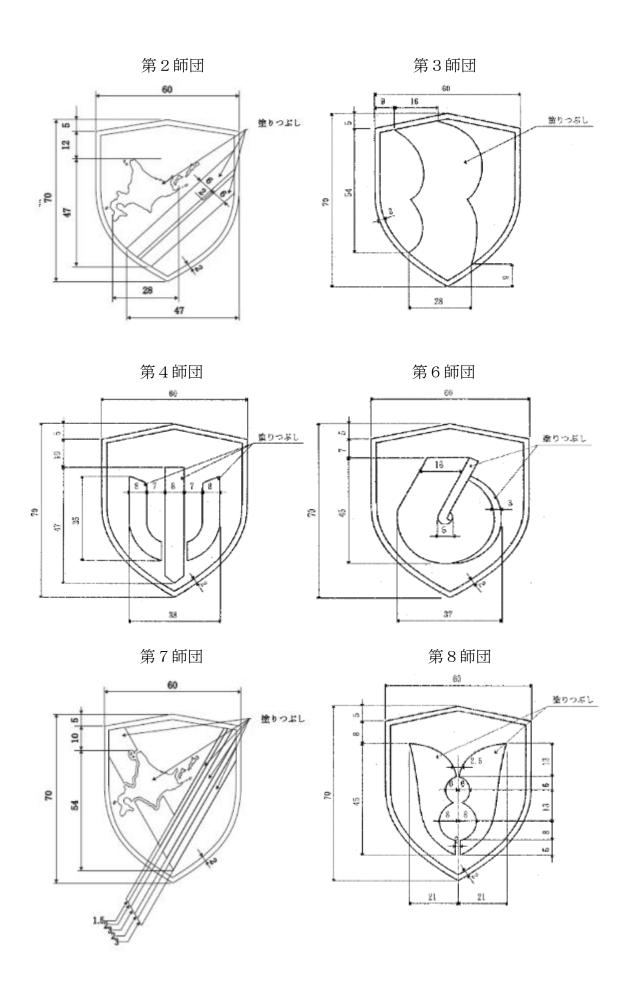


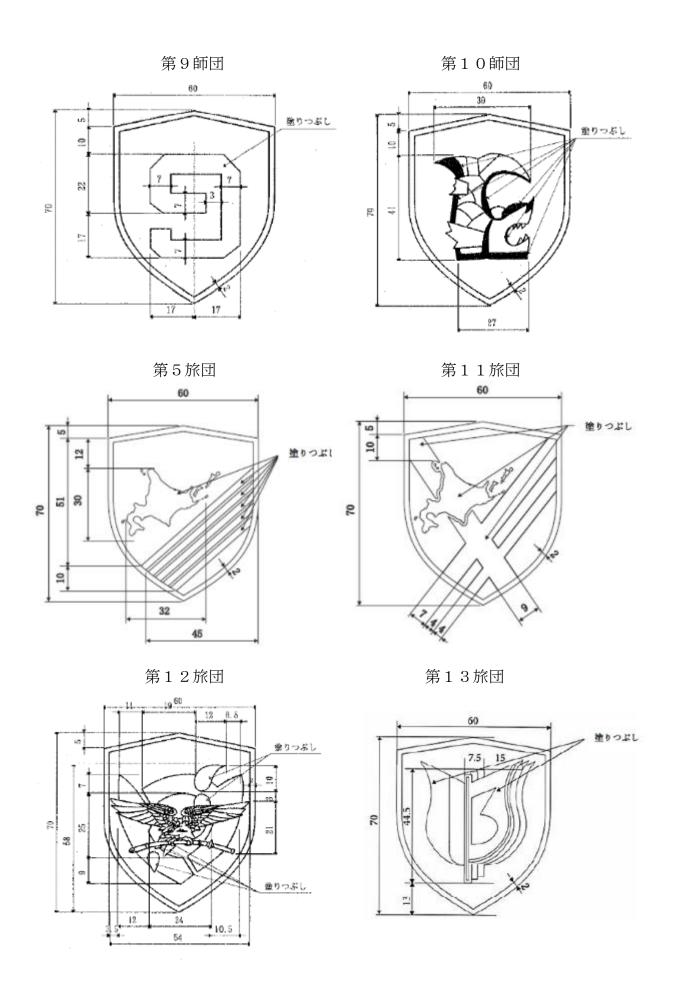












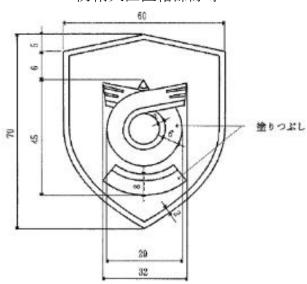
第14旅団 60

第15旅団

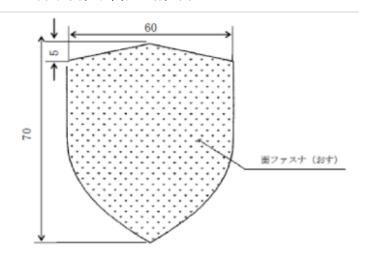


防衛大臣直轄部隊等

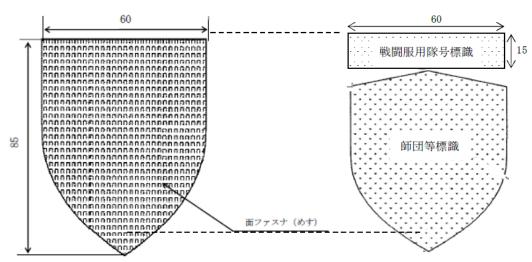
35 52



2 師団等標識裏面(標準)

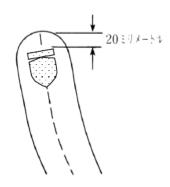


3 台座

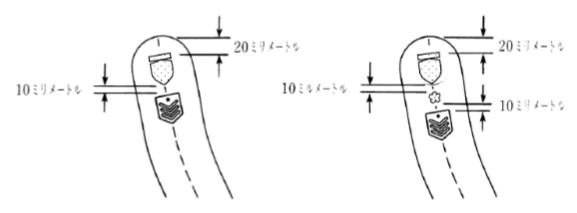


注 図中の数字の単位はミリメートル

1 陸将から3等陸曹までの自衛官



2 陸士長以下の自衛官



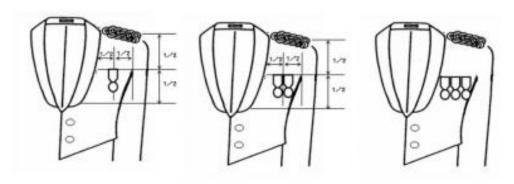
注 図中の数字の単位はミリメートル

外国軍き章の着用位置

1 冬服(第一種夏服)上衣及び第1種礼服(夏)上衣



2 第2種礼装冬(夏)上衣



- 備考 1 女性自衛官の外国勲章等の着用については、図に示す位置に準じて着用する。
 - 2 外国勲章等を複数授与されている者にあっては、勲章等着用規程 (昭和39年総理府告示第16号)に基づき着用する。(なお、国 連メダルを複数授与されている者は、授与された順序に着用す る。)

上級曹長識別章の制式及び着用要領

1 最先任上級曹長

陸上自衛隊 最先任上級曹長

陸上総隊、方面隊、師団等 (指揮官が将の部隊等)の 最先任上級曹長



旅豆、団、補給処等(指揮 官が将補の部隊等)の 最先任上級曹長



道隊、大隊等の 最先任上級曹長





備考:1 金属製は、本体が金色、桜星は銀色とする。

2 布製は、OD色、桜星は黒色、帽章の図柄は茶褐色とする。

先任上級曹長

指揮官が1佐及び2佐の 部隊等の先任上級曹長

指揮官が3佐及び1尉の 部隊等の先任上級曹長



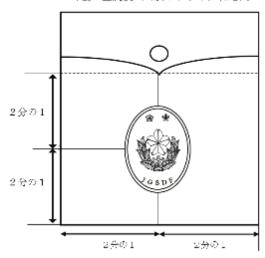


備考:1 金属製は、本体を銀色、桜星は金色とする。

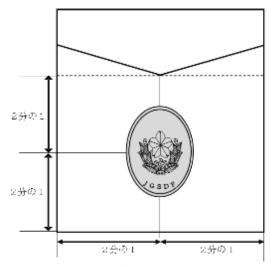
- 2 布製は、OD色、桜星及び帽章の図柄は黒色とする。
- 3 海賊対処行動等に従事する場合は、布製の台地を薄茶色、桜星 及び帽章の図柄は茶色とする。

3 着用要領

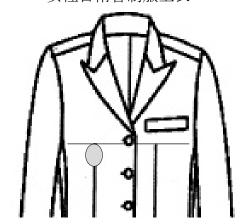
常装:金属製(右胸ポケット)に着用



戦闘服及び作業般:布製(右腕ポケット)に着用



女性自衛官制服上衣



上級曹長識別章の上端を縫い目の上端に揃える。

各種服装の着用品の省略又は変更

着用品を省略又は 変更できる場合	省略又は変更要領
特別勤務に従事する場合	1 拳銃帯又は弾薬帯及び半長靴を着用し、必要により腕章を装着するものとする。 また、部隊等の長が必要と認めるときは、作業服装をすることができる。 2 警衛勤務者は通常乙武装とする。 この場合、駐屯地司令が必要と認めるときは、甲武装又は別表第13に示す警衛勤務者用の着用品を着用することができる。 3 酷暑において部隊等の長が必要と認めるときは、第1種夏服、第2種夏服若しくは第3種夏服又は作業服に代えて防暑服を、作業服及び防暑服の各上衣に代えて第3種夏服上衣を着用することができる。 また、防暑服又は第3種夏服上衣を着用する場合は、防暑靴を着用することができる
作業及び教育訓練 等に従事する場合 並びに駐屯地内に ある場合	1 作業、教育訓練等及び常装で駐屯地内にある場合において部隊等の長が必要と認めるときは、作業服上衣若しくは作業服ズボン又は作業服上衣及び作業服ズボンを現服装の上に重ねて又は現服装に代えて着用することができる。 2 前項において着用する帽子は、作業帽又は変更前の服装において着用する帽子とする。 3 常装夏服を着用する場合は、正帽に代えて防暑帽を着用することができる。 4 酷暑時においては、特別勤務に従事する場合の第3項を準用することができる。
警務官及び警務官 補たる自衛官が拳 銃を携行しない場 合	「拳銃弾倉入れ」「拳銃つり」及び「拳銃つりひも」の 着用を省略することができる。
国際平和協力隊等 の隊員として派遣 される場合	国際平和協力隊の隊員として派遣される自衛官は、国際平和協力隊員等を命ぜられている間、自衛官服装規則別表第1及び別表第2に掲げる各種服装の着用品(正帽、作業帽等)に代え、国際連合等から提供される帽子等を着用することができる。

国際緊急援助隊等 の隊員として派遣 される場合	国際緊急援助隊等の隊員として派遣される自衛官は、国際緊急援助隊員等を命ぜられている間、自衛官服装規則別表第1及び別表第2の常装の着用品のうち略帽に代えて防暑帽を、戦闘服装の着用品に加えて防暑帽を着用できる。
規則第8条第1項 第2号及び第5号 の規定により、部 外者の主催する儀 式等に礼装で参加 する場合	部隊等の長が、儀礼上、儀式等の場にふさわしくないと 認めるときは、「礼装用飾緒(陸将及び陸将補に限 る。)」の着用を省略することができる。
常装冬服を着用する場合	部隊等の長が勤務上又は職務上特に必要と認める場合、 自衛官服装規則別表第1及び別表第2の常装冬服の着用 品のうち、冬服上衣(女性冬服上衣)、ワイシャツ(女 性ワイシャツ)及び甲階級章に代えて、第2種夏服上衣 (女性第2種夏服上衣)及び乙階級章を着用することが できる。
常装第1種夏服を 着用する場合	部隊等の長が勤務上又は職務上特に必要と認める場合、 自衛官服装規則別表第1及び別表第2の常装第1種夏服 の着用品のうち、ワイシャツ(女性ワイシャツ)につい ては、第2種夏服上衣(女性第2種夏服上衣)又は、第 3種夏服上衣(女性第3種夏服上衣)を着用することが できる。
常装第3種夏服を 着用する場合	部隊等の長が特に必要と認める場合、ネクタイを着用 することができる。
女性自衛官が常装 (礼装) 冬服ズボ ンを着用する場合	防寒等のため、部隊等の長が必要と認める場合、制服に 準ずる着用品に定めるはだ色靴下に代えて、黒色靴 下を着用することができる。
別表第1に規定する戦闘帽、航空誘導帽、航空整備帽を着用する場合	脱落防止等のため、部隊等の長が必要と認める場合、別表第1に規定する戦闘帽、航空誘導帽、航空整備帽にあご紐を付けることができる。

制服に準ずる着用品

	₩ m n ↦	刑服に準りる有	<u> </u>
	着用品目	着用する場合	制式
1	防寒えりまき 防じんえりまき	の他部隊等の長が	紺色、青色、緑色系統、灰色系統又は陸上自衛官の部隊章に関する達 (陸上自衛隊達第24―1号)別表 に掲げる自己部隊の部隊章の隊種 標識と同色の単色無地とする。
1 Ø 2	防寒耳覆	防寒、その他部隊等 の長が必要と認め る場合	黒色、茶色、紺色、黄色、緑色系統、 灰色又は白色系統の無地とする。
2	手袋	防寒、教育訓練、作 業のため必要な場 合	黒色、茶色、紺色、黄色、緑色系統、 灰色又は白色系統の無地とする。
3	防水用ひざおおい		
4	携帯雨具	又は教育訓練の場合で部隊等の長が 必要と認めるとき	携帯雨具はセパレーツ型とポンチョ型の2種類とする。セパレーツ型は、緑色系統とする。ポンチョ型は緑色系統又は白色(冬期積雪地用)系統の無地とする。
5	防水用帽子おお い	降雨、降雪時に正帽 又は礼帽を着用す る場合	無色とする。
6	長靴 レインシューズ スノーシューズ	部隊寺の女が必安	
7	スリッパ 運動靴	建物の内部、自衛隊 の施設内、疾病又は 体育の場合	部隊等の長の定めるところによる。

	T		
8	危険作業用安全 帽	整備、重量物運搬等 の危険作業に従事 する場合	S規格に適合した莆色とす
9	単車乗務者用安	偵察部隊員、警務隊 員及び地方協力本 部勤務者が装備単 車に乗務する場合	
10		通勤、外出時等において単車及び自転車に乗車する場合	黒色、茶色、紺色、黄色、緑色系統、 灰色又は白色系統とする。
11	靴下	制服又はこれに準 ずるものを着用す る場合	黒色とする。ただし、女性自衛官は、はだ色とする。 女性自衛官は、短靴着用時は黒色 又ははだ色とする。
11 O 2	作業下衣 戦闘下衣	作業服装、戦闘服装 又は単車服装をす る場合	
11 の 3	靴	女性自衛官が常装、 第1種礼装(乙)、 第1種礼装及び作業 服装をする場合(ズ ボンを着用する場 合に限る。)で、部 除等の長が必要と 認めるとき	男性用短靴と同等品の黒色とする。
11 Ø 4		女性自衛官が常装 又は作業服装をす る場合で、部隊等の 長が着用すること を認めたとき	黒色、革製で飾り金具、房飾り等のない華美でないもの(かかと高さは、おおむね5センチメートル以下)
12	女性ブラウス	女性自衛官が妊娠 により制服を着用	白又は淡黄色系統とする
12 の 2		は、安全上必要があ	
12 の 3	靴	長が必要と認める	黒系統のローヒール、黒色又は白 色系統の運動靴とする。
12 の 4	靴下又はタイツ	とき	はだ色又は黒色系統とする。
12 の 5	雨衣		紺、濃緑、白 (透明含む。) 色系統 で華美でないものとする。

13	警務隊員の「携帯 雨具」	降雨、降雪時の保安 業務又は高官等の 誘導業務に従事す る場合で警務隊の 長が必要と認める とき	
13 O 2	警務隊員の「中帽」及び「中帽お	保安業務及び高官 等の誘導業務に従 事する場合で警務 隊の長が適当と認 めるとき	白色とする。
	警務隊員の多用 途ベスト	警務業務に従事する場合で警務部隊 の長が適当と認め るとき。	·
14	儀じょう用の「小 銃負いひも」「弾 帯」及び「銃剣」	る及び通労係じょ	小銃負いひもは白色、弾薬帯は黒 色とし、銃剣の刀身は銀色とする。
15	削除	削除	削除
16		隊員が警衛勤務に 服務する場合で駐	白色とし正面中央部に帽章をつけ る。
17	警衛勤務者の「警 衛用弾薬帯」及び 「警衛用警棒」	屯地司令が必要と 認めるとき	警衛用弾薬帯 (バックル付) は白色とする。
18	警衛勤務者の「警 衛用警笛」及び 「警衛用警笛ひ も」		警笛紐を白色とするほか部隊等の 長の定めるところによる。
19	警衛勤務者の「手 袋」		部隊等の長の定めるところによる。
20			黒色又は紺色のチョッキ型とし白 色夜光反射クロスをつける。

21	部隊識別帽	おいて、勤務に従事しない場合、又は勤務に従事する場合において部隊等の長が略帽、作業帽及び運動帽に代えて着用することを認	野球帽型(佐官以上は、前ひさしに 桜花桜葉模様等をつけることができる。)とし、統制権者が定めるところによる。統制権者は、付表に定めるとおりとする。付表の7の項及び13の項の統制権者が制式を定める場合は、直近上位の部隊等の長に報告するとともに、その部隊の駐屯地の駐屯地司令に通知するものとする。
22	サングラス	部隊等の長が着用 することを認めた 場合	フレームは黒系若しくは緑系等、 華美でないものとする。
23		らっぱ隊を編成し、 自衛隊観閲式及び	らっぱ吹奏者の弾薬帯(バックル 付)は白色とする。
24		においてらっぱ吹	着用要領は規則附図第1第7項第
25	らっぱ吹奏者の 「略帽」	長が必要と認める とき	らっぱ吹奏者の略帽は赤色とする。

	部隊等	統制権者
1	陸上幕僚監部	陸上幕僚長
2	陸上総隊司令部及び同付隊	陸上総隊司令官
3	方面総監部及び同付隊	方面総監
4	師団司令部及び同付隊	師団長
5	旅団司令部及び同付隊	旅団長
6	団本部及び本部中(付)隊	団長
	上記以外の連隊、群、その他防衛大臣、	
7	陸上総隊司令官、方面総監、師団長、	当該部隊長
	旅団長及び団長の直轄部隊	
8	学校(自衛隊体育学校を含む。)	学校長
9	教育訓練研究本部	教育訓練研究本部長
1 0	補給統制本部	補給統制本部長
1 1	補給処	補給処長
1 2	病院(自衛隊中央病院を含む。)	病院長
1 3	自衛隊地方協力本部	地方協力本部長